

JISA 適正取引推進オンラインセミナー開催報告 「価格転嫁・取引適正化に係る政策の動向について」

令和 7 年 8 月 5 日、JISA 企画委員会では公正取引委員会から山内 宣親氏（経済取引局 取引部 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査官）、中小企業庁から藤本 篤史氏（事業環境部 取引課 総括補佐）を講師に迎え、適正取引推進オンラインセミナーを開催した。開会に当たり、JISA 副会長・専務理事 高橋淳から「賃上げに基づく経済の好循環のメカニズムを支えていくためにも取引適正化は極めて重要な課題。本日のセミナーを実務にご活用いただきたい。」と挨拶があった。参加者は 320 名。

講演は 2 部構成で行われ、第 1 部では、公正取引委員会の山内氏から「令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の結果から見た労務費指針遵守の必要性について」と題して講演が行われた。

はじめに、労務費指針とは何かの概要説明が行われ、その後令和 6 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について説明があった。調査対象事業者 11 万名のうち、労務費指針の認知度は 48.8%で、情報サービス産業での認知度は 55.4%と全体平均よりやや高かった。また、受注者のうち、労務費指針を認知している方が「労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合」が高かった（知らなかった者：38.9%、知っていた者：51.8%）ことから、労務費指針を活用することで、労務費の転嫁が実現しやすい傾向が見られた。

労務費に係る価格協議の状況に関しては、全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は 59.8%であり、一部の商品・サービスについて価格協議をした場合まで含めると 68.0%という結果となるが、他方で、全ての受注者と定期的な協議の場を設けた発注者の割合は 23.7%と低い。コスト別の転嫁率について、労務費は令和 5 年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査では 45.1%だったが、令和 6 年度調査では 62.4%に上昇した。また、令和 5 年度調査に比べ、サプライチェーンの各段階の労務費の転嫁率は上昇しているが、依然として、需要者から見てサプライチェーンの段階が深くなるほど転嫁率が低くなる傾向にある。引き続き、労務費の転嫁率の向上並びにサプライチェーン全体の取引適正化を目指す方針であると説明があった。

講演の第 2 部では、中小企業庁の藤本氏が「取引適正化に係る政策の動向について」と題し、改正下請法の概要や価格交渉促進月間フォローアップ調査結果の概要について

公正取引委員会 経済取引局 取引部 企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査官
山内 宣親 氏

解説した。まず政府全体の取引適正化の取組について解説した後、改正下請法（改正後正式名称：製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）の背景や趣旨、施行期日、主な改正点について説明した。主な改正点は、「協議を適切に行わない代金額の決定の禁止」「手形払等の禁止」「特定運送委託の対象取引への追加」「従業員基準の追加」「面的執行の強化」「下請」等の用語の見直し」である。

続いて、現行下請振興法の概要と同法の主な改正内容について説明があった。主な改正内容として、「多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、2 以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加」「地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める旨を規定」「主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して、その実施を促す（「勧奨」する）ことができる旨を規定」「下請」等が含まれる用語を、振興法においても改正」を挙げた。

最後に、毎年 3 月と 9 月に定めている価格交渉促進月間のフォローアップ調査の概要説明があった。価格交渉の状況について、2024 年 9 月調査と比べ、2025 年 3 月調査では発注企業または受注企業から交渉を申し出て価格交渉が行われた割合は、86.4%から 89.2%へと上昇し、価格交渉が行われなかった割合は 13.6%から 10.8%へと減少するなど改善傾向が見られた。また、価格転嫁の状況としては、2025 年 3 月調査では、コスト全般の価格転嫁率は 52.4%であり、2024 年 9 月調査と比べ、改善傾向が見られたが、全く転嫁できずにいる企業も 16.9%あり、転嫁できない企業と二極分離の状態が続いている。コストの要素別の価格転嫁状況については総じて改善傾向にあるが、労務費及びエネルギー費の転嫁率は 50%を下回り、改善が必要と分析された。

情報サービス・ソフトウェア業は、価格交渉の実施状況の業種別ランキングにおいては 8 位、価格転嫁の実施状況の業種別ランキングにおいても 10 位と業種全体から見ても平均を上回る結果が出ている。前回調査との比較からも改善傾向が見られ、取組の成果が現れていると説明があった。

サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況については、いずれの段階においても前回と比較して転嫁率は上昇傾向にはあるが、依然として、受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、転嫁率が低下する傾向にある。

最後に、官公需について説明があった。地方公共団体における契約の多くは入札により価格決定しているため、価格交渉や価格転嫁の機会がないと捉えられがちであるが、契約後でも労務費が上がっている場合など、年 1 回以上協議を行うことを官公需基本方針に定めており、その周知・広報への意欲を示し、講演を締めくくった。

（企画委員会事務局）

下請法改正の背景・趣旨等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る値上げ」を実現するためには、事業者において値上げの意思の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々値上げの意思を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

施行期日
令和 8 年 1 月 1 日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

中小企業庁 事業環境部 取引課
総括補佐 藤本 篤史氏